

10. 鋼船規則検査要領 B 編における改正点の解説 (機関計画検査関連)

1. はじめに

2001 年 12 月 28 日付達 第 69 号（日本籍船舶用）及び Notice No.67（外国籍船舶用）により、鋼船規則検査要領 B 編の機関計画検査に関する要件が一部改正された。以下、改正された検査要領について解説する。

2. 改正の背景

機関計画検査に関する IACS UR Z20（旧 UR M55）が一部改正されたため、これを参考にして機関計画保全検査（PMS）及び機関予防保全検査（PMMS）の関連規定の見直しを行った。

3. 改正の内容

(1) 機関保全計画書

PMS において、機関保全計画書を作成するにあたり、使用時間に基づいて 5 年を超える開放間隔を指定する場合であっても、製造者の推奨する開放間隔を超えることはできないことを明確に定めた。（IACS UR Z20.1.2.1）

また、機関保全計画及び保全記録は、コンピュータによって作成及び管理しなければならないこと及び適当な媒体により定期的にバックアップを取ることを定めた。なお、PMMS については、従来より同様の規定が機関予防保全規則 3.2.1 に定められている。（IACS UR Z20.2.1.1/20.1.3）

(2) 臨時検査

PMS 及び PMMS において、従来は重要な機関、装置に損傷が発見された場合又は状態監視記録に異常な値が認められた場合には臨時検査を受けるよう定めていたものを、重要な機関、装置に係わらず PMS 及び PMMS の対象となる機関又は装置に損傷又は異常発見の場合には、本会に報告し、本会はその内容を検討し、必要と認めた場合には臨時検査を受けるよう指示するよう規定を改めた。（IACS UR Z20.3.3.1）

(3) PMS 又は PMMS の取消し

PMS 又は PMMS を取消す条件として、本船の船級が変更になった場合を加えた。（IACS UR Z20.2.3.6）

11. 鋼船規則 C 編における改正点の解説 (貨物油タンクに設ける倉口関連)

1. はじめに

2001 年 7 月 18 日付規則第 39 号（日本籍船舶用）及び 2001 年 4 月 10 日付 Rule No.4（外国籍船舶用）により、貨物油タンクに設ける倉口に関する規定が改正された。以下、その概要について解説する。

2. 改正の背景

2.1 鋼船規則 C 編 29.12.2-3.（倉口蓋板の構造関連）

同規則制定当時は、各貨物油タンクに備え付ける測深装置に加え、貨物油溢れ出し防止のための二次的措置として、液面監視用ののぞき穴の備付けが要求された。しかし、現行規則にあっては、他編の規定（D 編 14.4.1-7.）により各貨物油タンクには、高位液面警報装置（オーバフロー制御装置又はこれと同等の装置）の備付けが要求されており、

二次的措置としての液面監視用ののぞき穴を要求する積極的な理由が無くなった。

2.2 鋼船規則 C 編 29.12.2-4.（倉口縁材の排気装置設置関連）

同規定は、制定当時、倉口まで貨液が満たされる場合の倉口内の空気抜きのため定められたものである。しかし、実際的には、前（1）で記述したとおり、今日、貨物油の溢れ出し制御が厳密に行われており、倉口部の排気を行って倉口頂部まで貨物油を積載するケースは少ない。今回、このような状況に鑑み、倉口縁材にガスコック等を備え付ける必要性について見直しを行った。

2.3. 改正の内容

29.12.2-3.及び 29.12.2-4.を削除した。